



高井会計だより

編集 発行人
税理士
高井直樹
事務所 〒500-8335
岐阜市三歳町4-2-10
TEL 058(253)5411(代)
FAX 058(253)6957

11月 (霜月) November
3日・文化の日
23日・勤労感謝の日

日	・	13	27
月	・	14	28
火	1	15	29
水	2	16	30
木	3	17	・
金	4	18	・
土	5	19	・
日	6	20	・
月	7	21	・
火	8	22	・
水	9	23	・
木	10	24	・
金	11	25	・
土	12	26	・

11月の税務と労務

- | | |
|---|---|
| 国 税 ／10月分源泉所得税の納付
11月10日 | 国 税 ／3月決算法人の中間申告
11月30日 |
| 国 税 ／所得税予定納税額の減額承認申請
11月15日 | 国 税 ／個人事業者の消費税等の中間申告
(年3回の場合)11月30日 |
| 国 税 ／所得税予定納税額第2期分の納付
11月30日 | 地方税 ／個人事業税第2期分の納付
都道府県の条例で定める日 |
| 国 税 ／9月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等)11月30日 | |
| 国 税 ／12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告
(年3回の場合)11月30日 | |

※税を考える週間 11月11日～11月17日

ワンポイント 耐震改修促進税制の地域要件を廃止

昭和56年5月31日以前に建築された居住用家屋の耐震改修をした場合に、改修費用の一定額を税額控除できる「耐震改修促進税制」の適用を受けるには、地方公共団体の一定の計画区域内で建築されたものという地域要件がありましたが、この要件が廃止され本年6月30日以後の改修契約分から適用されています。

第三者行為による災害 ——仕事以外の災害の場合

交通事故、けんか（正当防衛を除きます）など加害者（第三者）の行為によってケガや病気になった場合、被害者は、その治療に必要な医療を健康保険を使って受けることができます。

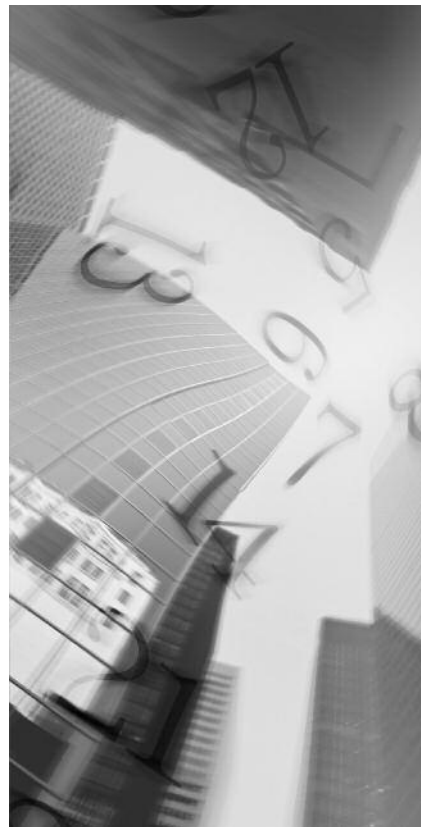
一方、事故を発生させた加害者は、そのケガや病気にかかる医療費を支払わなければなりません。

今回は、ケガや病気の原因が、第三者によって発生した場合の「第三者行為災害」について解説します。

●まず、届出を

健康保険の被保険者または被扶養者が、近所の飼い犬に噛まれてケガをしたり、自転車にぶつられてケガや病気となった場合など、その原因が仕事中心または通勤途中のもの（この場合は、労災保険から給付が受けられます）以外であれば、加害者の行為による場合であっても、健康保険を使って治療（療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費の支給にかかる事由によるもの）を受けることができます。

加害者の行為によって生じた



ケガや病気の治療費などは、本来、加害者が被害者に支払うべきものなのに、その給付を協会けんぽ都道府県支部または健康保険組合等保険者（以下「保険者」といいます）が行えば、加害者からも損害賠償を受けられることから、結果的に二重に給付を受けることになります。そこで、保険給付と損害賠償間で支給調整が行われます。

その判断材料として、すみやかに、次頁表のうち必要な書類を添付して、「交通事故、自損事故、第三者（他人）等の行為による傷病（事故）届」（以下「第三者行為による傷病届」という）を保険者に提出しなければなりません（すぐに提出できない場合は、まず電話等で保険者に連絡するとよいでしょう）。

●損害賠償請求権の代位取得

被害者（被保険者・被扶養者）が先に健康保険から治療を受けた場合、保険者は加害者が支払うべき治療費などを立替払いしたことになりますので、後日、保険者が、加害者に対し過失割合の額を限度に請求します。

つまり、被害者が有する加害者に対する損害賠償請求権が保険者に移行することになります。これを「損害賠償請求権の代

位取得」といい、保険者は、これを受けて、保険給付をした額の範囲内で、加害者に対して求償権の行使を行うことになりません。

● 控除

反対に、加害者の損害賠償が健康保険の給付より先に行われた場合であって、加害者から同一の事由につき損害賠償を受けたときは、保険者は、その価額の範囲で保険給付は行いません。これを控除といいます。

● 示談に対する留意点

相手に過失があるにもかかわらず、「健康保険で治療を受けるので治療費等は要りません」とか「今後一切治療費は請求しません」などと安易に示談をするなど、その時点で損害賠償請求権を放棄したことになり、その日以降、健康保険で治療等を受けることはできなくなり、治療費などは、被害者であるにもかかわらず全額被害者負担となる可能性があります。

ケガなどの症状がなかなか固定せず、治療が長引く場合も考えられますので、示談をするときには、事前に保険者に相談などして慎重にすることが大切です。

なお、慰謝料、見舞金など保険給付と関係のないものや差額ベッド代など保険が適用されないものは、代位取得の対象となりませんので、被害者と加害者の話し合いになります。

● 手続き

「第三者行為による傷病届」は、被保険者等が記入することが原則ですが、相手側（損害保険会社等）に依頼できる場合は、相手方に記入してもらうことも可能です。

仕事中・通勤災害による事故（労災事故）は、労災保険が適用されますので、健康保険を使用することはできません。ケガの状況によって、労災事故なのか仕事以外の事故なのかの判断ができない場合は、保険者に相談するとよいでしょう。

添付書類	書類の内容	交通事故の場合	交通事故以外の場合
事故発生状況報告書	事故の状況や過失割合を判断する書類なのでできるだけ詳しく記入します。	○	○
損害賠償金納付確約書	加害者が記入する書類です(相手方に記入を拒否された場合は理由を余白に記入します)。	○	○
示談書の写し	示談が成立している場合のみ提出します。	○	○
負傷原因届(回答票)	加害者不明の場合などに提出します。後日加害者が判明した際には「第三者行為による傷病届」を提出します。	○	○
念書	協会けんぽ等保険者が損害賠償請求権を代位取得することを明らかにすることと、示談進捗状況の報告をする書類です。	○	○
同意書	協会けんぽ等保険者が加害者の損害保険会社等へ損害賠償請求をする際、医療費の内訳(診療報酬明細書の写し)を添付します。	○	
人身事故証明書入手不能理由書	警察への届出を物損として処理している場合に相手方に記入してもらいますが、署名を拒否された場合は、余白にその理由を記入します。	○	
事故証明書	右下欄に「人身事故」と表示されている証明書の原本が必要です。	○	

子ども手当

平成23年10月から平成24年3月までの子ども手当の制度を規定した「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」が8月に成立し、10月から実施されています。

子ども手当は、中学校修了前まで（15歳到達後最初の3月31日まで）の子どもを養育している者に支給されます。

(1) 支給額

支給額は次のとおりで、所得制限はありません。

- ① 3歳未満（一律） 15,000円
- ② 3歳～小学校修了前
第1子・第2子 10,000円
第3子以降 15,000円
- ③ 中学生（一律） 10,000円

(2) 支給月

原則として、平成24年2月に平成23年10月分～平成24年1月分が、平成24年6

月に2月分及び3月分がそれぞれ支給されます。

(3) 新たな支給要件等

今般の改正で次の要件が追加されました。

- ① 子どもに対しても国内居住要件が新設（留学中の場合等は除く）
- ② 児童養護施設等に入所している子どもについては、子どもの父母等ではなく施設の設置者等に支給
- ③ 未成年後見人や父母指定者（父母等が国外にいる場合）も支給対象に
- ④ 両親が離婚協議中等で別居している場合等監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合は、子どもと同居している者に支給（単身赴任の場合を除く）

(4) 手続き

支給要件に該当する場合は、これまで子ども手当を受給していた者も含めて、新たに認定請求書を市区町村に提出する必要があります。申請猶予期間がありますので、それらも含めて、詳細については、住所地の市区町村にお問い合わせください。

治ゆの状態

労災保険において、「治ゆ」とは、症状が安定し、疾病が固定した状態にあるもの（治療の必要がなくなったもの）をいいます。

具体的には、ケガの場合は創面の治ゆ、病気の場合は、急性症状が消退し慢性症状は持続しても医療効果を期待できない状態になった場合のことです。この時点で障害が残されたときに

- は障害補償の対象となります。治ゆ後、再び症状が悪化した場合でも、次の要件をすべて満たす場合には、再発とみなされ、再び補償を受けられます。
- ① ケガや病気の悪化の原因が、仕事以外の原因によるものでないと認められること。
 - ② 治ゆ時の状態からみて、明らかに症状が悪化したこと。
 - ③ 療養によって、その症状の改善が見込まれること。

パソコンによる書類の作成・保存

労働基準法第109条において、使用者には、労働者名簿、賃金台帳、雇入、解雇、災害補償、賃金、出勤簿・タイムカード等の記録、本法に基づく労使協定の規定、各種許認可書等の書類を3年間保存する義務を課しています。これに違反すると、30万円以下の罰金に処せられます。

なお、次の要件を満たせば、これらの書類をパソコン上で作成して保存することが可能です。

- ① 法令で定められた要件を具備し、かつ、それを画面上に表示し印字することができること。
- ② 労働基準監督官の臨検時等、直ちに必要事項が明らかにでき、提出し得るシステムとなっていること。
- ③ 誤って消去されないこと。
- ④ 長期にわたって保存できること。